

職務内容書（監事）

【公募を行う場合の対象ポストのミッション、求められる人材のイメージ】

◎独立行政法人国際交流基金 監事（非常勤）

- ・当法人は、「国際文化交流事業を総合的かつ効率的に行うことにより、我が国に対する諸外国の理解を深め、国際相互理解を増進し、及び文化その他の分野において世界に貢献し、もって良好な国際環境の整備並びに我が国の調和ある対外関係の維持及び発展に寄与すること」を目的としている。
- ・監事は、当法人の法令遵守状況や業務内容の適正性、経理や契約の適正性を監査し、その結果を国際交流基金理事長（以下、理事長という。）に提出するとともに、必要に応じ、理事長又は外務大臣に意見を提出することなどが求められる。

1. 機関名：独立行政法人国際交流基金

（法人の業務概要）

当法人は、独立行政法人国際交流基金法（平成14年法律第137号）に基づき、平成15年10月1日に設立された独立行政法人であり、主な業務内容は以下のとおり。

- (1) 国際文化交流の目的をもって行う人物の派遣及び招へい
- (2) 海外における日本研究の援助及びあっせん
- (3) 日本語の普及
- (4) 国際文化交流を目的とする催しの実施等
- (5) 日本文化を海外に紹介するための資料の作成等
- (6) 国際文化交流を目的とする施設の整備及び物品の購入に関する援助等
- (7) 国際文化交流を行うために必要な調査及び研究
- (8) 上記(1)～(7)に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

なお、当法人は「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」等により、平成27年4月に中期目標管理法となった。

2. ポスト：監事（非常勤） 2ポスト2名

（任期：平成27年10月1日から、第三期中期目標期間の最終事業年度（平成28年度）についての財務諸表の承認日まで）

3. 職務内容

当法人の（1）法令遵守状況や業務内容の適正性、（2）経理や契約の適正性など、業務全般について監査する任務を負う。また、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は外務大臣に監事名で意見を提出することができる。

（1）法令遵守状況や業務内容の適正性について

業務の適正かつ効率的・効果的な運営を確保するため、毎年度監事名で作成する監査計画に基づき、法令遵守状況や業務内容の適正性など当法人の業務全般について監査を行い、監査報告を監事名で作成し、理事長に提出する。

（2）経理や契約の適正性について

毎年6月中に外務大臣に提出する財務諸表及び決算報告書の添付資料として、それらの内容の適切性を証明する監査報告を監事名で作成し、理事長に提出する。また、随意契約の適正性を含めた入札・契約状況をチェックする。

4. 必要な資格・経験等

- ・原則として任期満了時点で65歳以下であること。（閣議決定に定められた要件）
- ・中立性・公平性を担保して監査業務を遂行できるよう、監事在任中は周囲の誤解を招くような利害関係者との接触を慎むことができる人格高潔で高い倫理観を有すること。
- ・法令遵守状況の監査実施に当たり、当法人が行う業務について、的確に監査業務を遂行できる十分な能力及び経験を有すること。
- ・財務状況や決算状況の監査業務に従事した経験を有しており、その経験を通じて財務状況や決算状況の監査に精通していること（公認会計士の資格を有しているとなお望ましい）、または国際文化交流（文化芸術、日本語教育、日本研究・知的交流）に関する研究あるいは事業に長年にわたり携わってきたこと。
- ・民間企業、学術機関、非営利組織、独立行政法人、国又は地方公共団体の組織等においてリーダーシップを発揮した経験を有し、数百人規模の組織の監査を、必要な場合は、自己の判断に基づき内外の反対に抗して適切に遂行できる十分な能力を有すること。

5. 勤務条件

（1）勤務条件

- ・勤務形態：非常勤（原則として週に2回）
- ・勤務地：国際交流基金本部（東京都新宿区四谷4-4-1）
- ・勤務時間等：役員であることから勤務時間、休暇の定めなし
- ・給与：年収約339万円及び通勤手当

・福利厚生：なし

(2) 選考方法

・公募により以下のとおり選考する。

- ① 一次選考（書類選考：履歴書及び自己アピール文書）
- ② 二次選考（面接審査）
- ③ 外部有識者による選考委員会の審議を経て大臣が任命

6. 応募方法

(1) 応募書類等

履歴書

- ・顔写真（3ヶ月以内に撮影）を貼付すること。
- ・学歴は、義務教育終了時から年代順に記入すること。
- ・職歴は、会社（又は法人）名、所属部署、役職名を記入するとともに、職務内容、所属組織の概要・規模・職責等を別添として記載すること。
- ・連絡用の携帯電話番号及び電子メールアドレスを記入すること。

自己アピール文書

- ・A4（40文字×40行）で2枚以内。
- ・自らがこのポストに適任であることをポイント毎に簡潔にまとめること。

(2) 応募先（郵送のみ有効）：

〒100-8919 東京都千代田区霞が関2-2-1

外務省大臣官房人事課任用班

※ 封筒表に「独立行政法人 国際交流基金 監事応募書類在中」と朱書きして下さい。

(3) 応募期限：7月23日（木）17:00 必着

7. 欠格事項等

以下に該当する者は、監事になることはできません。

・独立行政法人通則法第22条に該当する者

（役員の欠格条項）

第22条 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

8. 問合せ先

応募に関する問い合わせ先

外務省大臣官房人事課任用班（担当：高橋）
電話番号：03-3580-3311（代表）内線 2126
e-mail：jinji-kobo@mofa.go.jp